神戸地方法務局三田出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十月三日	
和歌山地方法務局湯浅出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十月三日	
和歌山地方法務局田辺支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十月三日	
和歌山地方法務局新宮支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十月三日	
名古屋法務局西尾支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十月三日	
岐阜地方法務局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十月三日	
岐阜地方法務局大垣支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十月三日	
岐阜地方法務局中津川支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十月三日	
山口地方法務局宇部支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十月三日	
鳥取地方法務局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十月三日	
長崎地方法務局五島支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十月三日	
長崎地方法務局壱岐支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十月三日	
長崎地方法務局対馬支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十月三日	
熊本地方法務局八代支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十月三日	
福島地方法務局相馬支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十月三日	
札幌法務局岩見沢支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十月三日	
徳島地方法務局阿南支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十月三日	

○法務省告示第四百三十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年九月一日法務省告示第四百四十三号の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月十六日

法務大臣　平岡　秀夫

第二号の表株式会社レイクホテル西湖の項中「株式会社レイクホテル西湖」を「株式会社ＨＡＭＡＹＯＵリゾート」に改める。

○文部科学省告示第百三十九号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第十一条第一項の規定により、次に掲げる者を同法第八条第一項の登録施設利用促進機関として登録したので、同法第二十八条第一項第一号の規定に基づき公示する。

平成二十三年九月十六日

文部科学大臣　中川　正春

○法務省告示第四百三十六号

熊本県球磨郡水上村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年十月十七日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、水上村役場又は熊本地方法務局人吉支局に照会すること。

平成二十三年九月十六日

法務大臣　平岡　秀夫

熊本県球磨郡水上村大字岩野二千六百三十三番地　東　亀吉

○法務省告示第四百三十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十四号の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月十六日

法務大臣　平岡　秀夫

第二号の表に次のように加える。

株式会社鈴木金属	兵庫県姫路市別所町佐土九百三十三番地	鋳造

○法務省告示第四百三十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年九月十六日

法務大臣　平岡　秀夫